

所有権解除に必要な書類 ※住民票、印鑑証明書などの証明書は全て、発行日より3か月以内のものを添付してください

ご本人様が依頼する場合	ご本人以外が依頼する場合
<ol style="list-style-type: none">1. 所有権解除依頼書（原本） 依頼者（使用名義人）に現住所・氏名・捺印（印鑑証明でのご依頼の場合は実印、免許証でのご依頼の場合、認印可 ゴム印の場合社判）2. 車検証のコピー＜鮮明なもの＞3. 印鑑証明書のコピーまたは免許証のコピー ※法人名義の場合は印鑑証明書のコピー4. 納税証明書のコピー（無い場合は再交付または念書の提出をお願いします） ※4～5月に所有権解除を依頼する場合、<u>全案件につきまして、本年度分の自動車税が未納の場合は前年度分の納税証明書（または念書）と本年度分の自動車税の念書</u>を添付してください。 3月中の申請については、<u>全案件につきまして、当年度の納税証明書（または念書）、次年度分の納税証明書の念書</u>の提出をお願いします。5. 車検証の記載と現在の住所・使用者名に変更がある場合は、 つながりを確認できる書類のコピー	<ol style="list-style-type: none">1. 所有権解除依頼書（原本）※弊社の書式でなくても可 依頼者欄（使用名義人）に現住所・氏名・捺印（実印） 受任者欄に提出される方のご署名・捺印（ゴム印・社判可）2. 車検証のコピー＜鮮明なもの＞3. 使用者の印鑑証明書のコピー4. 納税証明書のコピー（無い場合は再交付または念書の提出をお願いします） ※4～5月に所有権解除を依頼する場合、<u>全案件につきまして、本年度分の自動車税が未納の場合は前年度分の納税証明書（または念書）と本年度分の自動車税の念書</u>を添付してください。 3月中の申請については、<u>全案件につきまして、当年度の納税証明書（または念書）、次年度分の納税証明書の念書</u>の提出をお願いします。5. 車検証の記載と現在の住所・使用者名に変更がある場合は、 つながりを確認できる書類のコピー

【使用者ご本人がお亡くなりの場合】

1. 所有権解除依頼書（原本）
 - ・依頼者（使用名義人）に、相続人代表の方のご署名・実印
 - ・第三者ご依頼の場合は、上記に加え、受任者に第三者のご署名・捺印
2. 車検証のコピー＜鮮明なもの＞
3. 納税証明書のコピー（無い場合は再交付または念書の提出をお願いします）
※4～5月に所有権解除を依頼する場合、全案件につきまして、本年度分の自動車税が未納の場合は前年度分の納税証明書（または念書）と本年度分の自動車税の念書を添付してください。
3月中の申請については、全案件につきまして、当年度の納税証明書（または念書）、次年度分の納税証明書の念書の提出をお願いします。
4. 遺産分割協議書（原本）実印
※法定相続人の間で分割方法を協議し、全ての遺産について分割協議書を作成されている場合は、前述の遺産分割協議書のコピーでも結構です。
なお、自動車以外の遺産は黒塗り等で消していただいても構いません。
5. 使用者本人の死亡が確認でき、かつ相続人全員との続柄が証明できる書類
 - ・亡くなられた方の戸籍の全部事項証明および改正原戸籍など。
除籍された方の記載も必要です。
 - ・使用者の欄、車検証記載の住所のつながりを確認できる書類のコピー
6. 相続人全員の印鑑証明書のコピー

【使用者法人様が閉鎖・倒産された場合】

1. 所有権解除依頼書（原本）
 - ・依頼者（使用名義人）に、清算人または破産管財人のご署名・実印
 - ・第三者ご依頼の場合は、受任者に第三者のご署名・捺印
2. 車検証のコピー＜鮮明なもの＞
3. 清算人または破産管財人の印鑑証明書のコピー
4. 納税証明書のコピー
（無い場合は再交付または念書の提出をお願いします。）
※4～5月に所有権解除を依頼する場合、全案件につきまして、本年度分の自動車税が未納の場合は前年度分の納税証明書（または念書）と本年度分の自動車税の念書を添付してください。
3月中の申請については、全案件につきまして、当年度の納税証明書（または念書）、次年度分の納税証明書の念書の提出をお願いします。
5. 閉鎖謄本 等

お客様の大切な財産をお守りすることにつながりますので、
何卒ご理解の程よろしくお願い致します。